

事務連絡
平成29年1月24日

各都道府県私立学校主管部課
小学校・高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
殿

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について（周知）

文部科学省初等中等教育局より、別紙のとおり、各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会に対して、大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項が通知されておりますので、参考として送付いたします。

本年度は、熊本県熊本地方や鳥取県中部を震源とする地震、数多くの台風等により、大規模災害が相次いで発生しましたが、文部科学省におけるこれまでの取組も踏まえた検討を行い、大規模災害発生時における公立学校の避難所運営について、留意事項等をまとめたものです。

私立学校についても、大規模災害が発生した場合は、学校が市町村により避難所として指定されているか否かにかかわらず、学校に地域住民や帰宅困難者が避難してくることも想定されるため、別紙通知も参考としながら、取組の充実に努めていただくようお願いいたします。各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校法人等に対して、周知されるようお願いいたします。

【本件連絡先】
文部科学省高等教育局
私学部私学行政課法規係
(電話) 03-6734-2527
(E-mail) sigakugy@mext.go.jp